

2026年4月15日

(電子提供措置の開始日 2026年4月8日)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町 3-3-4 KDX 麹町ビル 5F

株式会社 Yottavias

代表取締役 高岡 悦幸

第 13 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 13 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第 13 期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://yottavias.co.jp/>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年4月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年4月30日（木曜日） 16時00分
2. 場 所 東京都千代田区麹町3-3-4 KDX麹町ビル5F 当社本店会議室
3. 目的事項

【報告事項】

第13期（2025年2月1日から2026年1月31日）事業報告及び計算書類の件

【決議事項】

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトとその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

〔2025年2月1日から
2026年1月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、円安によるインバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復傾向にありました。一方で、欧米の高金利水準の継続や中国経済の先行き懸念、さらには資材価格や労務費の上昇など、国内経済を取り巻く不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は既存事業の強化と新規事業の育成を柱に、ITソリューションを通じた社会課題の解決に取り組んでまいりました。

主力事業の無人化・省人化ITシステム導入において、建築費高騰や労務費上昇を背景とした顧客企業の投資判断の慎重化が影響いたしました。これにより、マンションDX等の大口案件で導入時期の延期や規模縮小が発生し、当初予想を下回りました。人材採用市場の逼迫による採用の遅れに加え、新規事業である「ライブカメラ関連システム」の構築において、初期投資費用が当初計画を超えて発生いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は873,205千円（前年同期比15.6%増）、営業利益は6,855千円（同74.8%減）、経常利益は18,645千円（同26.3%減）、当期純利益は12,997千円（同26.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資の総額は、30,838千円で、その主なものはライブカメラ等の備品購入によるものです。

(3) 資金調達についての状況

当事業年度に金融機関からの新たな借入れとして25,000千円を調達しました。金融機関別の調達金額の状況は、次のとおりです。

金融機関名	調達額
株式会社東和銀行	25,000千円

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (2025年1月期)	第13期 (当事業年度) (2026年1月期)
売上高 (千円)	860,670	969,996	755,143	873,205
経常利益 (千円)	39,958	34,267	25,309	18,645
当期純利益 (千円)	25,092	23,294	17,696	12,997
1株当たり 当期純利益 (円)	62.73	58.59	45.91	33.72
総資産 (千円)	447,298	417,626	436,297	458,568
純資産 (千円)	165,515	142,410	160,107	173,104
1株当たり 純資産額 (円)	413.79	369.42	415.32	449.04

(5) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

①経営方針の遂行

当社は以下の経営理念に基づいて、中長期に成長できる企業になるために、安定的な収益モデルの構築が急務と認識しております。既存事業を継続して発展、拡大させるとともに、新規事業を早期に立ち上げることに努めてまいります。



②当社の強みとなる販売モデルの確立

ビジネスパートナーとの共創対話を用いて、日本全国に存在するマーケットニーズを柔軟に捉えていく予定です。新規ビジネスパートナーについては、都市部だけでなく地方においても拡大できる余地は多分に残っていると認識しております。更なるスピード感を持って継続的なマーケット確保に努めてまいります。

③サービスポートフォリオの拡充

ITの進化は非常に早いため、環境変化への対応、そして必要とされているサービス構築を行わなければなりません。ビジネスパートナー向けのセミナーを定期的に行っており、ビジネスチャンスを見逃さない提案が可能なスキームを構築しております。

サービスラインナップを拡充し、クロスセルをより重要視してまいります。

④内部管理体制の強化

当社の持続的な成長と信頼性確保の極めて重要な戦略的課題として、内部管理体制の強化を認識しております。さまざまなリスクに対応するため、継続的な内部監査体制の構築と定期的な評価メカニズムの導入に努めてまいります。

⑤人材確保

単なる人員補充ではなく、高度な専門性と将来的な成長可能性を兼ね備えた人材の獲得が不可欠であると考えております。すべての部門に、中途採用はもとより即戦力となる人材を積極的に確保いたします。さらに持続的な当社の成長を支える人材の育成を推し進め、社員研修等の環境整備の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

当社は、「IT を活用した協創対話で社会課題を解決する」を経営ビジョンとしております。イノベーションの本質を理解するために日々努力し、イノベーションの価値を正しく世の中に提供することで社会課題解決できると信じております。

ビジネスパートナー制度を主軸としメインの法人顧客への IT コンサルティング事業を中心に、大手通信キャリアのインフラサービス取次、HP 制作、セキュリティソフト、クラウドストレージ、AI カメラ、クラウド会計ソフトなど、DX 関連、AI 関連サービスの取次を行っております。

(7) 主要な事業所 (2026年1月31日現在)

事業所	住所
本社	東京都千代田区麹町3-3-4 KDX麹町ビル5F

(8) 当社の従業員の状況 (2026年1月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名 (7名)	3名増 (1名増)	27.8歳	2.4年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社東和銀行	43,910 千円
株式会社りそな銀行	21,250 千円
株式会社商工組合中央金庫	21,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	15,006 千円
西武信用金庫	13,306 千円
株式会社群馬銀行	10,648 千円
日本政策金融公庫	5,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 385,500株 (自己株式14,500株を除く。)
- ③ 株主数 52名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社よりみち	220,000株	57.07%
株式会社Daiko Communications	57,500株	14.92%
高岡 悦幸	35,000株	9.08%
株式会社ユナイテッドトラスト	12,000株	3.11%
飯島 正博	12,000株	3.11%
株式会社ライフイン24group	11,800株	3.06%
高岡 千春	8,000株	2.08%
伊藤 邦雄	6,000株	1.56%
今井 敏春	4,000株	1.04%
關 康宏	4,000株	1.04%

- (注) 1.当社は、自己株式を14,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏名等 (2026年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高岡 悦幸	株式会社よりみち 代表取締役
取締役	長谷川 一正	株式会社Daiko Communications 執行役員 株式会社EARTH 代表取締役
取締役 (監査等委員) (注)	栢原 和男	栢原語六法律事務所 代表
取締役 (監査等委員) (注)	空手 宏樹	
取締役 (監査等委員) (注)	大西 翼	練馬光が丘病院 職員

(注) 取締役 (監査等委員) 栢原氏、空手氏及び大西氏は、社外取締役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	2名	27,600千円
(うち社外取締役)	(一名)	(一千円)
取締役 (監査等委員)	3名	2,500千円
(うち社外取締役)	(3名)	(2,500千円)
合 計	5名	30,100千円

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬の額は、2024年4月30日開催の第11回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は2名であります。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬の額は、2024年4月30日開催の第11回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名であります。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	当社との関係
取締役（監査等委員）	栢原 和男	栢原語六法律事務所 代表	—
取締役（監査等委員）	大西 翼	練馬光が丘病院 職員	—

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	栢原 和男	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。弁護士としての専門的見地から、違法及び事業の健全性、コンプライアンス等についての指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	空手 宏樹	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。長年にわたる上場会社での財務やIRの知識や見地から、企業財務やガバナンス、適時開示等について指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員）	大西 翼	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しております。医師としての知識や知見から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

OAG監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ・ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。
 - ・ 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
 - ・ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査員を配置しております。
 - ・ 法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示することで、法令等遵守の徹底を図っております。
 - ・ 法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確保しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - ・ 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ・ 当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
 - ・ 情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ・ 経営上の重要事項に関する執行役員 社長（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を設置しております。
 - ・ 取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、IT の整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。

- ⑤当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
 - ・ 監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査等委員会室に配置しております。

- ⑥第5項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について
 - ・ 監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
 - ・ 監査等委員会は、監査等委員会に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、

必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

⑦第5項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

⑧当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について

- ・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。
- ・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
- ・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
- ・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

⑨第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- ・当社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。

⑩当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について

- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
- ・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
- ・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
- ・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ②取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、経営企画室において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。
- ③社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。
- ④すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。取締役会決定、社内規則に基づき、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。
- ⑤取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査等委員が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。また、監査等委員と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査等委員に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査等委員に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査等委員へ適時適切な情報提供を実施する。さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査等委員が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査等委員に報告する体制を確保する。
- ⑥当社の監査等委員に報告を行った者に対しては、当該報告を理由とした不利益な取扱いをしない。

また、当社において、相談・通報窓口相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

- ⑦代表取締役と監査等委員は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査等委員監査の実効性確保に努める。

以上

貸 借 対 照 表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	376,272	流動負債	223,271
現金及び預金	245,250	買掛金	67,208
売掛金	120,327	1年内返済予定の長期借入金	75,816
貯蔵品	799	未払金	20,790
前払費用	2,820	未払費用	10,104
その他	7,073	未払法人税等	11,204
		未払消費税等	2,500
		預り金	843
		賞与引当金	1,333
		販売促進引当金	27,699
		その他	5,770
固定資産	82,296	固定負債	62,192
有形固定資産	34,676	長期借入金	54,304
建物(純額)	12,181	資産除去債務	7,888
工具、器具及び備品(純額)	22,495		
投資その他の資産	47,620	負 債 の 部 合 計	285,464
出資金	40	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	35,302	株主資本	173,104
繰延税金資産	12,277	資本金	20,000
		利益剰余金	199,504
		その他利益剰余金	199,504
		繰越利益剰余金	199,504
		自己株式	△46,400
		純 資 産 の 部 合 計	173,104
資産の部合計	458,568	負債・純資産の部合計	458,568

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2025 年 2 月 1 日 〕
〔 至 2026 年 1 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		873,205
売 上 原 価		548,412
売 上 総 利 益		324,793
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		317,938
営 業 利 益		6,855
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	381	
受 取 配 当 金	0	
共 済 解 約 手 当 金	8,000	
助 成 金 収 入	5,200	
そ の 他	368	13,950
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,083	
そ の 他	77	2,160
経 常 利 益		18,645
税 引 前 当 期 純 利 益		18,645
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,958	
法 人 税 等 調 整 額	△7,310	5,648
当 期 純 利 益		12,997

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 2025年2月1日 〕
〔 至 2026年1月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	20,000	186,507	186,507	△46,400	160,107	160,107
事業年度中の変動額						
当期純利益		12,997	12,997		12,997	12,997
事業年度中の変動額 合計	-	12,997	12,997	-	12,997	12,997
当期末残高	20,000	199,504	199,504	△46,400	173,104	173,104

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③販売促進引当金

大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として将来発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

取次による収益は、主に大手通信キャリアが提供するサービスの取次による手数料であり、その取次に関する履行義務は大手通信キャリアがその便益を享受した時点で充足すると判断し、収益を計上しております。具体的には当社の上位代理店から受領する取次業務の成約明細の通知に基づき売上を計上しております。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。「以下 2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

販売促進引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売促進引当金	27,699 千円
---------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

この販売促進引当金の算定にあたっては、過去においてインセンティブに基づき発生した販売促進費の実績額から将来発生する金額を見積っており、インセンティブに基づき将来発生すると見込まれる費用は過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーに対する将来のインセンティブの条件が大幅に変動した場合には、翌事業年度の計算書類において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,348千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 400,000株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 14,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金はその全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、その返済日は最長で決算日後4年であります。なお、長期借入金のうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を経営管理部が定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち90.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(※1を参照ください)。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	35,302	31,875	△3,427
資産計	35,302	31,875	△3,427
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	130,120	129,849	△270
負債計	130,120	129,849	△270

(※1) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	40

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	245,250	-	-	-
売掛金	120,327	-	-	-
合計	365,578	-	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	75,816	34,906	16,898	2,500	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	31,875	-	31,875
資産計	-	31,875	-	31,875
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	129,849	-	129,849
負債計	-	129,849	-	129,849

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,047 千円
未払費用	122 千円
賞与引当金	461 千円
販売促進引当金	9,581 千円
資産除去債務	2,794 千円
繰延税金資産小計	14,006 千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	14,006 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,729 千円
繰延税金負債合計	△1,729 千円
繰延税金資産純額	12,277 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

通信サービス取次	847,434 千円
ソフトウェアライセンス等	25,771 千円
顧客との契約から生じる収益	873,205 千円
外部顧客への売上高	873,205 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

② 重要な支払い条件に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、一定の条件を達成することによって得られる評価的インセンティブであります。

③ 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に評価的インセンティブ等の変動対価が含まれている場合には、取引の対価の変動部分の額を合理的に見積り、著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を売上高に調整しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	66,585 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	120,327 千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	449円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円72銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月3日

株式会社 Y o t t a v i a s
取締役会 御中

OAG 監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

公認会計士 今井 基喜

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 高橋 大樹

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Y o t t a v i a s の 2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守した

こと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 OAG 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月7日

株式会社 Y o t t a v i a s

監査等委員 空 手 宏 樹

監査等委員 栢 原 和 男

監査等委員 大 西 翼

(注) 監査等委員空手宏樹、栢原和男及び大西翼は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	高岡 悦幸 (1985/7/13)	2011年3月 株式会社 Daiko Communication 入社 2013年10月 当社代表取締役 就任(現任) 2017年2月 株式会社 Daiko Communication 取締役 就任 (重要な兼職) 株式会社よりみち 代表取締役	35,000 株
2	長谷川 一正 (1972/8/18)	1993年4月 株式会社マルタカ入社 1994年5月 株式会社エルコム入社 1995年4月 大樹貿易ホールディングス株式会社 入社 1996年4月 アサヒコーポレーション株式会社入社 1997年3月 ジーアンドエスエンジニアリング株式会社入社 2006年4月 株式会社メルテス入社 2008年2月 株式会社 EARTH 代表取締役 就任(現任) 2013年9月 株式会社 Daiko Communication 入社 2019年5月 株式会社 Daiko Communication 執行役員就任(現任) 2021年4月 当社監査役 就任 2025年4月 当社取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社 EARTH 代表取締役	1,000 株

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	栢原 和男 (1975/11/28)	2010年4月 栢原語六法法律事務所 入所 2012年2月 栢原語六法法律事務所 代表弁護士 就任(現任) 2016年1月 アスクプロ株式会社 社外監査役 就任(現任) 2022年1月 株式会社サイキンソー 社外監査役 就任(現任) 2022年1月 当社監査役 就任 2024年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現 任) (重要な兼職の状況) 栢原語六法律事務所 代表	－株
2	大西 翼 (1979/4/9)	2013年5月 自治医科大学付属病院 入職 2019年5月 練馬光が丘病院 入職(現任) 2024年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現 任) (重要な兼職の状況) 練馬光が丘病院 職員	－株
3	西田 雅俊 (1987/11/12)	2010年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2013年11月 エムスリー株式会社 入社 2020年1月 株式会社 FABRIC TOKYO 入社 2023年5月 テックタッチ株式会社 入社 2025年1月 テックタッチ株式会社 執行役員就 任(現任) (重要な兼職の状況) テックタッチ株式会社 執行役員	－株

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	伊達 基浩 (1976/4/30)	2007年4月 株式会社ガイアスコープ 入社 2010年7月 株式会社G-style 入社 2012年12月 税理士法人アーニングスターズ入 所 2024年3月 税理士法人NewR（現 税理士法人 アクセル）入所（現任） (重要な兼職の状況) 税理士法人アクセル 職員	一株

以上